

# 令和6年度礼文町物価高騰重点支援給付金のご案内 (住民税非課税世帯(こども加算分含む))

- 基準日(令和6年12月13日)時点で、礼文町に住民登録があり、次に該当する場合、給付金を支給します。

支給対象	支給額
①令和6年度「住民税非課税者」のみで構成される世帯	1世帯当たり3万円
②上記世帯で扶養されている18歳以下の児童 (18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童)	1人当たり 2万円

## ※次に該当する場合、この給付金の対象外です。

- ・他市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯又は当該世帯の世帯主を含む世帯
- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯(事業専従者等含む。)
- ・租税条約により令和6年度の住民税が免除されている者がいる世帯

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯

世帯全員の令和6年度「住民税が非課税」の世帯

「お知らせ」が届いた世帯

「確認書」が届いた世帯

その他の世帯

原則、手続きの必要はありません。

令和6年12月13日時点で、支給対象に該当する世帯の世帯主、かつ礼文町が預貯金口座を把握している方に送付します。

令和7年8月下旬(予定)

以降、順次振込を行います。

手続きが必要

確認書の返送

令和6年12月13日時点で、礼文町に住民登録のある方のうち、支給対象に該当する可能性が高い世帯の世帯主に対して送付します。

詳しくは裏面「I」へ

手続きが必要

申請書の提出

対象は、令和6年12月13日時点で、礼文町に住民登録のある方です。

申請書については、礼文町町民課地域福祉係へお問い合わせください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きの詳細については、裏面をご確認ください。

# 給付金支給の手続き

## I 確認書が届く世帯（令和6年12月13日時点で対象と思われる世帯）

- ◆ 対象と思われる世帯には、礼文町から給付内容や確認事項が印刷された**確認書**が届きます。
- ◆ 内容を確認し、必要事項及び確認書類を添付の上、同封している**返信用封筒で返送**してください。

確認書が届く

確認書の  
内容を確認

必要事項  
を  
記入

確認書類  
を添付

返信用封筒  
で返送

**確認書受付期限：令和7年7月31日（木）【必着】**

注意：確認書の提出には期限があります。必ず記載の期限までに提出してください。  
期限を超えて到着した確認書については、一切受け付けできません。

## II 申請書の提出が必要な世帯

次のいずれかに該当する場合、給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- ① 令和6年度の住民税について、未申告の方がいる場合
- ② 令和6年1月2日以降に転入された方がいる場合
- ③ 令和6年12月14日以降に生まれた児童がいる場合（こども加算のみ）
- ④ 別世帯において、扶養している児童がいる場合（こども加算分のみ）

※対象となると考えられるが、書類が届いていない方は、事務局へお問い合わせください。

### 確認事項

- ① 令和6年度の住民税が非課税の世帯であること。
- ② 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯ではないこと。
- ③ 世帯の中に令和6年度の住民税が未申告の方がいないこと。
- ④ 世帯内で扶養されている18歳以下の児童であること。（こども加算分のみ）

配偶者やその他親族等からの暴力等を理由に避難している方へ

現在、お住いの住所地に住民登録することができない方でも、住民票上の世帯とは別世帯とみなし、給付金を受給できる可能性があります。詳しくは、礼文町町民課地域福祉係まで、お問合せください。

## 給付金支給の時期

提出書類の審査完了後、順次支給します。

### お問い合わせ

礼文町役場 町民課 地域福祉係  
「物価高騰重点支援給付金」窓口

**0163-86-1001**

(受付時間:平日8:30~17:15)



物価高騰重点支援給付金を装った  
「振り込め詐欺」や「個人情報の  
詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話( # 9110 )にご連絡ください。